令和〇年（少）第〇〇号　道路交通法違反保護事件

聴取報告書

令和〇年〇月〇日

福岡家庭裁判所少年係　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　少　　　　年　〇〇

付添人弁護士　福岡　九州男

　少年に対する頭書事件につき、以下のとおり聴取しましたのでご報告致します。

第1　聴取日時など

日　　時：令和〇年〇月〇日　13時～14時

　　　場　　所：〇〇〇〇

　　　被聴取者：〇〇〇〇（代表取締役）

第2　聴取内容

　1　私は、〇の代表取締役です。主に足場工事などを行っている会社です。

　　　少年（以下「〇くん」といいます。）の父親は、私にとって、地元の先輩にあたります。〇くんのことは2、3年前から知っており、その頃から断続的に当社の仕事を手伝ってもらっています。

　　　今回の非行が、昨年末にバイクを無免許で運転して、人を怪我させたという内容であることは知っています。

　　　当時も、少年は当社の仕事を手伝っており、父親から今回の非行について注意されている姿を見ました。

2　たしかに、知り合った頃の〇くんは、遅刻や欠勤をする等、まだ幼く忍耐強くないところがありました。また、父親に注意されても無免許運転を繰り返していたようなので、不良交友を断ち切れずにいたのだと思います。

事件後も〇くんに当社の仕事を手伝ってもらっていますが、最近の〇くんの仕事ぶりは真面目で、遅刻をすることなく出社し、黙々と材料を運んだり先輩社員と仕事の将来の夢を語ったりしており、見ている限りでは、〇くんが不良交友をしている様子は窺えませんでした。

　3　〇くんは、仕事に打ち込むことができる人物なので、きっと当社に貢献してくれると思います。当社で雇用することが〇くんの更生の手助けになれるのではないかと思っています。

　　　ですので、〇くんが鑑別所から出た後には、試験観察若しくは保護観察のいずれであっても、私の当社で雇用する予定です。

　　　その場合には、〇くんが18歳になるまではアルバイトとして雇用する予定です。日給は8000円から1万円で平均月収が22万円から25万円程度となります。また、当社には、社員寮がありますので、〇くんが一人暮らしをする際には協力することができると思います。

　　　仮に、寮に住まない場合であっても、勤務中のサポートや指導はもちろんのこと、朝起こすなどの指導も行います。当社に勤務している若い社員は、最初は朝起きられないこともままあるので、先輩社員が生活指導係となり、朝電話したり、家まで起こしに行っているのです。

　　　このように、〇くんへの協力体制は万全です。雇用後は、〇くんが更生できるように生活面や業務面も含めて指導やサポートをしていきたいと思っています。

以上